

6.12 景觀

6.12 景観

本事業の実施により、周辺眺望地点からの景観等に変化を生じさせるおそれがあります。

このことから、周辺の主要な眺望地点からの景観等を把握するために、調査、予測、評価を行いました。以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【施設の存在により変化する景観の状況】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。 対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。対象事業実施区域周辺では、東側に川井・矢指風致地区の緑地等があります。また、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、主要な景観資源といえます。 	p. 6. 12-12 ～6. 12-25
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。 	p. 6. 12-25
予測結果の概要	<p>(地域景観の特性の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内は土地区画整理事業により、全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行うことから、景観構成要素の大部分を占める草地や樹林地が減少し、地域景観の特性が変化すると予測します。ただし、本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかながら、公園利用に必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、森林地域や住宅地が広がる周辺環境と可能な限り調和が図られるよう、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うとともに、瀬谷市民の森等と隣接する東地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行います。 <p>(主要な景観資源の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業実施区域外に存在するものは、直接改変は行わないことから、改変による影響はないと予測します。 土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失しますが、土地区画整理事業及び本事業において既存樹林地の保全や植栽等を行うことで、新たな桜の名所が創出されるとともに緑地及び農地の景観が保全・創出されると予測します。 	p. 6. 12-33 ～6. 12-59

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在により変化する景観の状況】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
<p>予測結果の概要</p>	<p>(主要な眺望地点からの景観の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設として供用するにあたり、対象事業実施区域内の樹木や草地を改変し、新たな施設等を整備することになりますが、地点1においては、対象事業実施区域の境界付近に瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の周辺の樹林と同様の落葉樹を植栽するとともに、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。地点14においては、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茎乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。 地点15、16、17、20においては、景観構成要素の大部分を占める草地や樹林地が減少し、景観が変化すると予測しますが、本事業の対象実施区域と地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植や低茎乾生草地を整備する等の配慮を行います。 <p>(囲繞景観の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 場の状態及び眺めの状態は、土地区画整理事業により対象事業実施区域の全域が改変される可能性があり、本事業で新たな公園施設を整備する計画であることから、人工的土地利用域及び樹林が点在する広大な草地域では大きく変化すると予測します。谷戸地域及び和泉源流域では、一部の範囲で眺めの状態が変化しますが、現況の地形をいかし、樹林地の保全や緑地の創出を行う計画であることから、大きな変化はないと予測します。 利用の状態は、現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農家の方や地域住民に利用されていますが、供用後は公園の来園者に広く利用されると予測します。 囲繞景観の価値は、自然性、固有性は人工的土地利用域、谷戸地域、和泉川源流域では現況から大きな変化はないと予測しますが、樹林が点在する広大な草地域では、飲食・物販施設等の建築物の占める割合が増加して草地が減少し、緑被率が低下することから、現況から低下すると予測します。なお、人工的土地利用域において、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲においては、土地区画整理事業で環状4号線の拡幅、本事業で野球場や運動広場の整備を行うため、視野の大部分を占める草地が消失し、緑被率が低下することから、現況から低下すると予測します。視認性は人工的土地利用域、谷戸地域、和泉川源流域では現況から大きな変化はありませんが、樹林が点在する広大な草地域は飲食・物販施設や管理施設等の建物を整備するため、低下すると予測します。利用性、親近性は、人工的土地利用域では現況から大きな変化はありませんが、谷戸地域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域では、現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農家の方や地域住民に利用されていますが、供用後は公園来園者に広く利用されるため、向上すると予測します。 	<p>p. 6. 12-33 ~6. 12-59</p>

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在により変化する景観の状況】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植を行います。 可能な限り既存樹木の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。 公園内の建築物及び工作物については、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。 <p>【谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺では、既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯の創出を行います。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。また、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地及び草地広場の縁辺部や既存樹林の周辺等は、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアの設定、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年3月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。 	p. 6. 12-60
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 12-61 ～6. 12-63

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.12.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 地域景観の特性
- ② 主要な景観資源の状況
- ③ 主要な眺望地点からの景観
- ④ 囲繞景観の状況
- ⑤ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

① 地域景観の特性

対象事業実施区域及びその周辺としました。

② 主要な景観資源の状況

主要な景観資源を選定するにあたっては、対象事業実施区域及びその周辺から 16 地点を選定しました。選定した調査地点の位置は、表 6.12-1 及び図 6.12-1 に示すとおりです。(詳細は「第 3 章 3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況」(p. 3-99~101 参照))

③ 主要な眺望地点からの景観

対象事業実施区域周辺で対象事業実施区域が容易に見渡せると考えられる場所、不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所を主要な眺望地点とし、表 6.12-1 及び図 6.12-1 に示す対象事業実施区域周辺の 20 地点としました(詳細は「第 3 章 3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況」(p. 3-99~101 参照))。

④ 囲繞景観の状況

周辺の公園、車道、林道、農道等の周辺住民等が立ち入り可能な地点から、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できる地点として、表 6.12-1 及び図 6.12-1 に示す地点 11、14~22 としました。

⑤ 関係法令・計画等

対象事業実施区域に関する関係法令・計画等としました。

表 6.12-1(1) 主要な眺望地点、景観資源及び圍繞景観

区分	No.	名称	資料 ^{注2}
主要な景観資源	A	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑧
	B	川井・矢指風致地区の緑地	⑨
	C	海軍道路沿いの桜並木	①
	D	瀬谷中央公園	①
	E	瀬谷本郷公園	①
	F	東野第一公園	①
	G	野境道路	①
	H	相沢川ウォーク	①
	I	東山・関ヶ原の水辺	①
	J	瀬谷第一公園	①
	K	瀬谷第二公園	①
	L	瀬谷第三公園	①
	M	南台公園	①
	N	瀬谷町小川アメニティ	⑩
	—	丹沢の山並み (遠景)	—
	—	富士山 (遠景)	—
	主要な眺望地点 (人が集まる要素を もった地区)	1	瀬谷市民の森
2		追分市民の森	②
3		矢指市民の森	②
4		上川井市民の森	②
5		東山ふれあい樹林	①
6		深見歴史の森 (城山史跡公園)	③
7		ふれあいの森	④
8		鶴間公園	⑤
9		三保市民の森	⑥
10		よこはま動物園ズーラシア	⑦
11		瀬谷みはらし公園	—
12		中屋敷三丁目公園	—
13		本郷四丁目第二公園	—
14		上瀬谷第 172 号線 (対象事業実施区域 南側)	—
15		旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 南側)	—
16		深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	—
17		深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	—
18		環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側)	—
19		上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	—
20		旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	—

表 6.12-1(2) 主要な眺望地点、景観資源及び圍繞景観

区分	No.	名称	資料 ^{注2}
主要な圍繞景観	11	瀬谷みはらし公園	—
	14	上瀬谷第 172 号線 (対象事業実施区域 南側)	—
	15	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 南側)	—
	16	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	—
	17	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	—
	18	環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側)	—
	19	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	—
	20	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	—
	21	旧上瀬谷通信施設地区内道路 (対象事業実施区域 西側)	—
	22	農道 (対象事業実施区域 北側)	—

注 1 : 表中の地点番号は図 6.12-1 に対応しています。

注 2 : 資料の番号は、下記の番号と対応しています。

- 資料 : ① 「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ② 「「市民の森」指定一覧 横浜市」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ③ 「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ④ 「大和市の観光スポット」(大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑤ 「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑥ 「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑦ 「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑧ 「横浜市水と緑の基本計画 (平成 28 年 6 月改定)」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑨ 「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑩ 「小川アメニティ、せせらぎ緑道 一覧」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

(3) 調査時期

① 地域景観の特性

入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

② 主要な景観資源の状況

ア. 既存資料 (区画整理) 調査

既存資料 (区画整理) における主要な景観資源の状況の現地踏査は、以下の時期に実施されています。

地点 A~D、F~M、遠景 : 平成 31 年 4 月 2 日 (火)、令和 2 年 2 月 29 日 (土)

イ. 現地調査

主要な景観資源の状況の現地踏査は、以下の時期に実施しました。

地点 E : 令和 3 年 9 月 21 日 (火)、令和 3 年 12 月 13 日 (月)、20 日 (月)

地点 N : 令和 3 年 8 月 27 日 (金)、令和 4 年 1 月 17 日 (月)

③ 主要な眺望地点からの景観、圍繞景観の状況

ア. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）における主要な眺望地点からの景観の現地調査は、以下の時期に実施されています。

地点 2～10：令和 2 年 1 月 21 日(火)

地点 1、12～13：令和 2 年 9 月 5 日(土)、令和 2 年 12 月 17 日(木)

イ. 現地調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況の現地調査は、以下の時期に実施しました。

地点 11、14～20：令和 3 年 9 月 21 日(火)～22 日(水)、令和 3 年 12 月 13 日(月)、20 日(月)

地点 21、22：令和 4 年 8 月 2 日(火)

④ 関係法令・計画等

入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

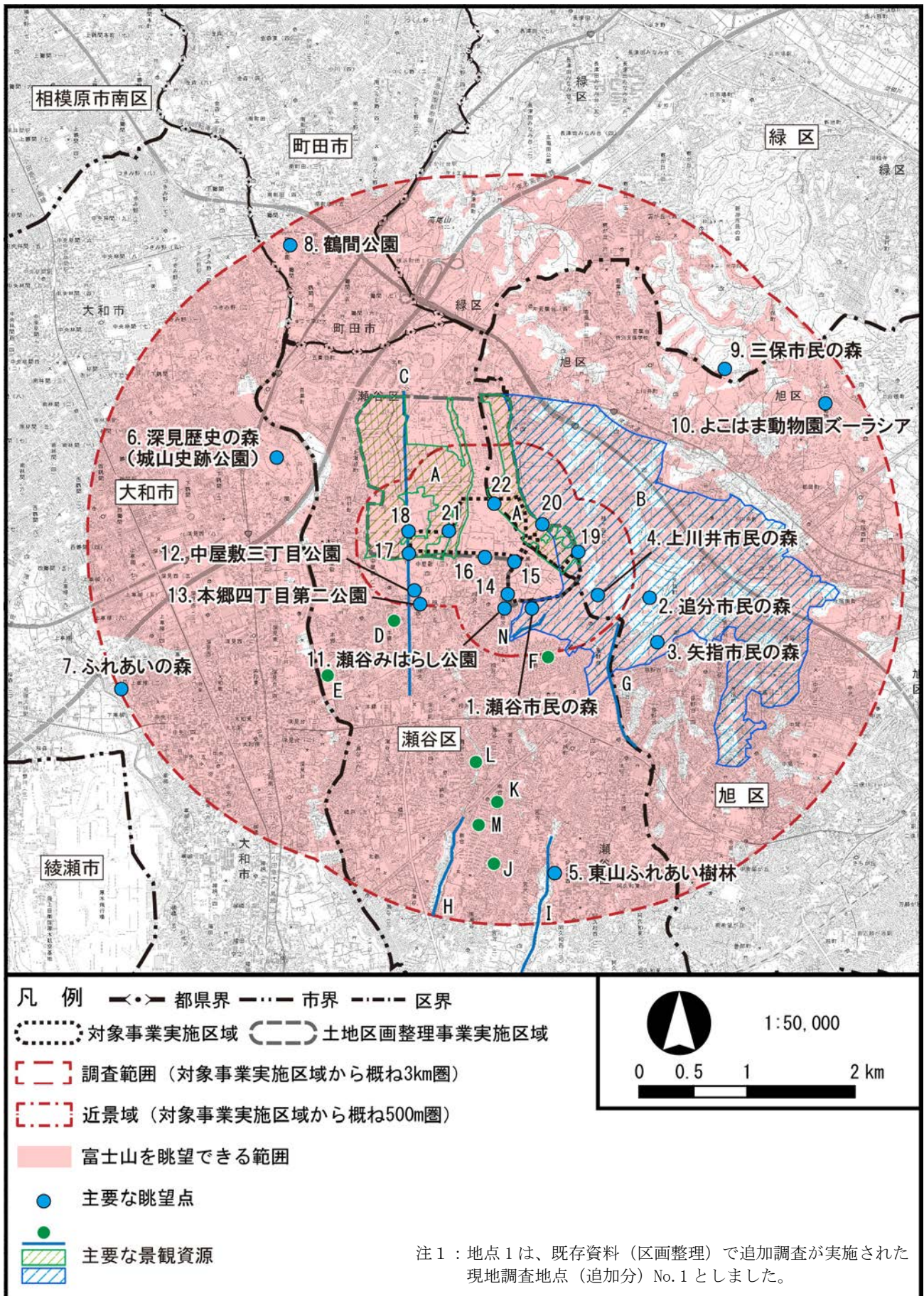


図 6.12-1 景観の調査地点図

(4) 調査方法

① 地域景観の特性

「地形図」等の既存資料の収集・整理及び現地踏査を行い、主要な景観要素及び地域景観の特性を把握しました。

② 主要な景観資源の状況

ア. 既存資料（区画整理）調査

以下の地点の主要な景観資源の状況について、既存資料の収集・整理及び現地踏査より把握されています。

- ・地点 A～D、F～M、遠景

イ. 現地調査

以下の地点の主要な景観資源の分布状況について、既存資料の収集・整理及び現地踏査により把握しました。

- ・地点 E、N

③ 主要な眺望地点からの景観、圍繞景観の状況

ア. 既存資料（区画整理）調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況は、既存資料（区画整理）における現地踏査及び写真撮影により把握されています。

撮影条件は表 6.12-2、圍繞景観の整理、解析方法は表 6.12-3 に示すとおりです。

表 6.12-2 景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
2～10	SONY SLT-A65V	35mm フィルム換算：33mm	地盤＋1.5m ^{注1}
1、12～13	Nikon D5500	35mm フィルム換算：33mm	地盤＋1.5m ^{注1}

注1：撮影地点での撮影高さを示しています。

表 6.12-3 圍繞景觀の整理、解析方法

区分	整理、解析方法
景觀区の区分	調査地域内 ^{注1} の植生、地形及び利用等の状況について、現地踏査及び文献その他の資料調査に基づき、対象事業実施区域を景觀区に区分しました。
景觀区の場の状態	現地踏査及び文献その他の資料調査により、区分した景觀区ごとの地形要素(標高、傾斜等)、生物要素(植生等)、人文要素(道路、建造物、耕作地等)を把握しました。
利用の状態	現地踏査により区分した景觀区ごとの利用者の属性や利用目的等を把握しました。
眺めの状態	写真撮影により、区分した景觀区ごとの眺めの状態を把握しました。
価値の状況	現地踏査や写真撮影により、当該地域の圍繞景觀の価値認識にとって重要な観点が何かを把握し、価値認識を捉えるための指標を選定しました。価値認識の対象と代表的な指標例は表 6.12-4 に示すとおりです。 指標の選定にあたっては、景觀が有する普遍価値 ^{注2} (自然性、視認性、利用性等)と固有価値 ^{注3} (固有性、親近性等)という価値の分類を考慮し、それぞれの中から当該地域において重要と思われる価値認識がなされている対象及び関わりが深い代表的指標を選定しました。なお、価値の評価として”高い”、”中程度”、”低い”の3段階に分けました。

注1：対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲内としました。

注2：普遍価値は、誰もが普遍的に共有しているような価値のこととしました。

注3：固有価値は、特定の地域での価値のこととしました。

表 6.12-4 価値認識の対象と代表的な指標例

価値の分類	認識項目	代表的な指標(例)
普遍価値	自然性	植生自然度、緑被率、大径木の存在、水際性の形態、河川の流路の形状、水の清浄さ 等
	視認性	見られやすさ(被視頻度) 等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ、利用者の属性の幅 等
固有価値	固有性	地名とかかわりの深い要素の存在 他にはない独特の要素の存在 等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在 等

イ. 現地調査

主要な眺望地点からの景観及び囲繞景観の状況を、現地踏査及び写真撮影により把握しました。

撮影条件は表 6.12-5、囲繞景観の整理、解析方法は「ア. 既存資料（区画整理）調査」と同様としました。

表 6.12-5 景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
11、14～22	Canon EOS 80D	35mm フィルム換算：28mm	地盤＋1.5m ^{注1}

注1：撮影地点での撮影高さを示しています。

④ 関係法令・計画等

以下の関係法令等の内容を整理しました。

- ・「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市景観計画」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「横浜市景観ビジョン」

(5) 調査結果

① 地域景観の特性

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区は、約 242ha の広大な敷地で、全体的にほぼ平坦な地形であるため、眺望が開けた開放的な景観となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観を形成しています。

対象事業実施区域の西側に隣接する海軍道路には約 300 本の桜が植栽されており、瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森等の横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、対象事業実施区域の東側には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域の北側は、土地区画整理事業実施区域の範囲内においては、対象事業実施区域と同様に農用地を中心としたのどかな景観となっていますが、さらに北側には、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路等による人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています。

② 主要な景観資源の状況

主要な景観資源の状況は、図 6.12-2 に示すとおりです。

対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。対象事業実施区域周辺では、東側に川井・矢指風致地区の緑地等があります。また、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、主要な景観資源といえます。

<p>No. A (旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域) : 対象事業実施区域及びその周辺</p> 	<p>【景観資源の状況】 横浜市でも有数のまとまった農地が広がっています。</p>
<p>No. B (川井・矢指風致地区の緑地) : 対象事業実施区域及びその周辺</p> 	<p>【景観資源の状況】 ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は東急ニュータウン地区をはじめとする良好な住宅地を形成しています。</p>
<p>No. C (海軍道路沿いの桜並木) : 対象事業実施区域及びその周辺</p> 	<p>【景観資源の状況】 海軍道路の両側には約 300 本のソメイヨシノがあります。春には、海軍道路に隣接する海軍広場が開放され、花見客で賑わいます。</p> <p>注1 : 写真は、桜の開花期 (平成 31 年 4 月 2 日 (火)) に撮影されたものです。</p>
<p>No. D (瀬谷中央公園) : 対象事業実施区域から約 670m</p> 	<p>【景観資源の状況】 瀬谷中央公園は、こどもログハウス”まるたのしろ”やゲートボールができる広場等があります。瀬谷中央公園沿いには大門川が流れており、大門川せせらぎ緑道があります。</p>

図 6.12-2(1) 主要な景観資源の状況

No. E (瀬谷本郷公園) : 対象事業実施区域から約 1,400m



【景観資源の状況】

瀬谷本郷公園は、ピクニックに最適な芝生の広場や、アスレチック、砂場、滑り台等の遊具があるほか、野球場やテニスコートもあります。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. F (東野第一公園) : 対象事業実施区域から約 500m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. G (野境道路) : 対象事業実施区域から約 600m



【景観資源の状況】

四季を通じて美しい景観のプロムナードで、春には瀬谷高校入口まで続く桜並木が市民に親しまれています。

No. H (相沢川ウォーク) : 対象事業実施区域から約 2,500m



【景観資源の状況】

相沢川両岸流域の緑と水、桜が鑑賞できる約 1 km のプロムナードです。

図 6.12-2(2) 主要な景観資源の状況

No. I (東山・関ヶ原の水辺) : 対象事業実施区域から約 2,200m	
	<p>【景観資源の状況】 この一帯は季節により、「あじさい」や「ヒガンバナ」をみることができます。さらに、東山ふれあい樹林を一体に、緑と水辺が見事に調和された自然を楽しむエリアで、西側に桜並木、土手に芝が植えられた和泉川の景勝地となっています。 また、関ヶ原の水辺は、和泉川の水辺として最初に整備された水辺です。</p>
No. J (瀬谷第一公園) : 対象事業実施区域から約 2,400m	
	<p>【景観資源の状況】 対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。</p>
No. K (瀬谷第二公園) : 対象事業実施区域から約 1,800m	
	<p>【景観資源の状況】 対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。</p>
No. L (瀬谷第三公園) : 対象事業実施区域から約 1,500m	
	<p>【景観資源の状況】 対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。</p>

図 6.12-2(3) 主要な景観資源の状況

No. M (南台公園) : 対象事業実施区域から約 2,050m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. N (瀬谷町小川アメニティ) : 対象事業実施区域から約 120m



【景観資源の状況】

瀬谷区の東部「瀬谷市民の森」から流れる田園風景の中の小川アメニティです。和泉川の源流で、「そだ」を使った護岸は、自然にやさしく風情のある風景です。休耕田を利用したトンボ池もあり、様々な生き物やフデリンドウ、ホトトギス、オカトラノオなど、市内では少なくなっている野草を楽しむことができます。

図 6.12-2(4) 主要な景観資源の状況

遠景（丹沢の山並み）：対象事業実施区域から約 30km

遠景（富士山）：対象事業実施区域から約 70km



【景観資源の状況】

対象事業実施区域付近からでも、天候が良ければ丹沢の山並みや富士山の一部を視認することができます。

【富士山拡大写真】 ↓ 拡大



富士山については、写真では明瞭に写っていないものの、肉眼では頂上の一部を視認できます。

図 6.12-2(5) 主要な景観資源の状況

③ 主要な眺望地点からの景観

主要な眺望地点からの景観の状況は、表 6.12-6 に示すとおりです。

表 6.12-6(1) 主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	眺望景観の状況
1	瀬谷市民の森	20	対象事業実施区域の南東側に隣接する「瀬谷市民の森」の散策路上の地点です。瀬谷市民の森の落葉樹の隙間から左奥側に集合住宅が見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域(対象事業実施区域内)であり、なだらかな丘陵地に樹木や緑地の緑がわずかに見えますが、樹木により見通しは良くありません。
2	追分市民の森	600	対象事業実施区域の南東側約 600m に位置する「追分市民の森」の散策路上の地点です。奥には隣接している上川井市民の森の樹木が見えます。追分市民の森及び上川井市民の森の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
3	矢指市民の森	900	対象事業実施区域の南東側約 900m に位置する「矢指市民の森」の散策路上の地点です。奥には隣接している追分市民の森の樹木が見えます。追分市民の森の樹木により、対象事業実施区域は視認できません。
4	上川井市民の森	20	対象事業実施区域の南東側に隣接する「上川井市民の森」の散策路上の地点です。林内の樹木により見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
5	東山ふれあい樹林	2,500	対象事業実施区域の南側約 2,500m に位置する「東山ふれあい樹林」内の地点です。林内の樹木の隙間から片側に広がる住宅地が見えます。林内の樹木や周辺の住宅地により、対象事業実施区域は視認できません。
6	深見歴史の森 (城山史跡公園)	1,400	対象事業実施区域の北西側約 1,400m に位置する「深見歴史の森(城山史跡公園)」内の地点です。正面には、深見歴史の森の中心部に位置する畑が広がり、その奥に深見歴史の森内の樹木が見えます。周辺の樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
7	ふれあいの森	3,000	対象事業実施区域の南西側約 3,000m に位置する「ふれあいの森」内の地点です。正面にふれあいの森内の花壇、その奥に樹林が広がっています。周辺の樹林により見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
8	鶴間公園	2,700	対象事業実施区域の北西約 2,700m に位置する「鶴間公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めています。道路沿いの生垣及び落葉樹の隙間から住宅街が見え、市街地景観を呈しています。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
9	三保市民の森	2,000	対象事業実施区域の北東側約 2,000m に位置する「三保市民の森」の散策路上の地点です。三保市民の森内の樹木の隙間から若葉台団地の高層マンションや団地内の樹木が見えます。周辺のマンションや樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
10	よこはま動物園 ズーラシア	2,400	対象事業実施区域の東側約 2,400m に位置するズーラシアの南端の地点です。正面の住宅地は撮影地点より高くなっており、住宅地につながる階段、斜面に整備された生垣や樹木が見え、その奥に住宅が見えます。撮影地点が周辺より低い位置にあることから、見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。

注1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

表 6.12-6(2) 主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	眺望景観の状況
11	瀬谷みはらし公園	90	対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷みはらし公園」内の小高い丘の上の地点です。なだらかな丘陵地に樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。北東方向の道路越しに対象事業実施区域が視認できます。
12	中屋敷三丁目公園	350	対象事業実施区域の南側約 350m に位置する「中屋敷三丁目公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。右側の樹木の間からは、対象事業実施区域の手前のまとまった樹木や農地が見えます。本地点及びその周辺は平坦な地形であることから、周辺の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
13	本郷四丁目第二公園	400	対象事業実施区域の南側約 400m に位置する「本郷四丁目第二公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。正面の公園内の樹木の隙間からは対象事業実施区域の南側の地域が見えます。左側から中央にかけて事業所の建物、中央よりやや右側に対象事業実施区域の手前の樹木、右側に老人福祉施設が見え、市街地景観を呈しています。中央付近の樹木の隙間から僅かに対象事業実施区域が視認できます。
14	上瀬谷第 172 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南西側に隣接する上瀬谷第 172 号線の歩道上の地点です。正面に上瀬谷第 172 号線の道路が広がり、その西側には県営瀬谷団地の集合住宅、東側には対象事業実施区域内の草地及び樹林が視認できます。
15	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線からつながる旧上瀬谷通信施設内通路上の地点です。正面に対象事業実施区域内の樹林及び草地が視認でき、その奥に対象事業実施区域の北東側に位置する樹林地が見えます。
16	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線上の地点です。南側には対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅が見えます。北側には対象事業実施区域内の樹林及び草地が見え、深見第 228 号線の奥には上川井市民の森に連なる樹林が視認できます。
17	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線の歩道上の地点です。深見第 228 号線を挟んで西側には畑及び樹林が広がり、北側には対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林が視認できます。
18	環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	対象事業実施区域の西側に隣接する環状 4 号線の歩道上です。西側には海軍道路沿いの桜並木が見え、東側には対象事業実施区域内の草地及び植栽樹群が視認できます。南東方向に対象事業実施区域が視認できます。
19	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	0	対象事業実施区域の東側に隣接する上川井第 129 号線上の地点です。上川井第 129 号線の東側のフェンス内には対象事業実施区域外の樹林、西側には対象事業実施区域内の樹林が広がり、見通しは良くありません。
20	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	100	対象事業実施区域の北側に位置する旧上瀬谷通信施設内通路上の地点です。通路の北東側には草地、南西側には果樹園及び植栽樹群が広がっており、奥には対象事業実施区域内の樹林が点在する草地が視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。

注 1 : 距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

④ 圍繞景觀の状況

ア. 景觀区の区分及び場の状態

調査地域内の植生、地形及び利用等の状況から、人工的土地利用域、谷戸地域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域の4つの景觀区に区分しました。

区分した景觀区の状況及び場の状態は、表 6.12-7 及び図 6.12-3 に示すとおりです。

表 6.12-7 景觀区の区分及び場の状態

景觀区の区分	場の状態
人工的土地利用域	[地形] 標高(平均): 約 68.5m、高低差が小さい [現存植生等] グラウンド、畑地、植栽樹群、果樹園、メヒシバーエノコログサ群落
谷戸地域	[地形] 標高(平均): 約 64.5m、谷戸地形が形成されている [現存植生等] 水田、畑地、休耕地、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落
樹林が点在する 広大な草地域	[地形] 標高(平均): 約 70.5m、高低差が小さい [現存植生等] メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、植栽樹群、畑地、スギ・ヒノキ植林、人工構造物
和泉川源流域	[地形] 標高(平均): 約 74.5m、和泉川周辺は標高が低く、瀬谷市民の森に近接する付近は対象事業実施区域内で最も標高が高い [現存植生等] 和泉川周辺は、メヒシバーエノコログサ群落が大部分を占めており、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物が分布 瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布

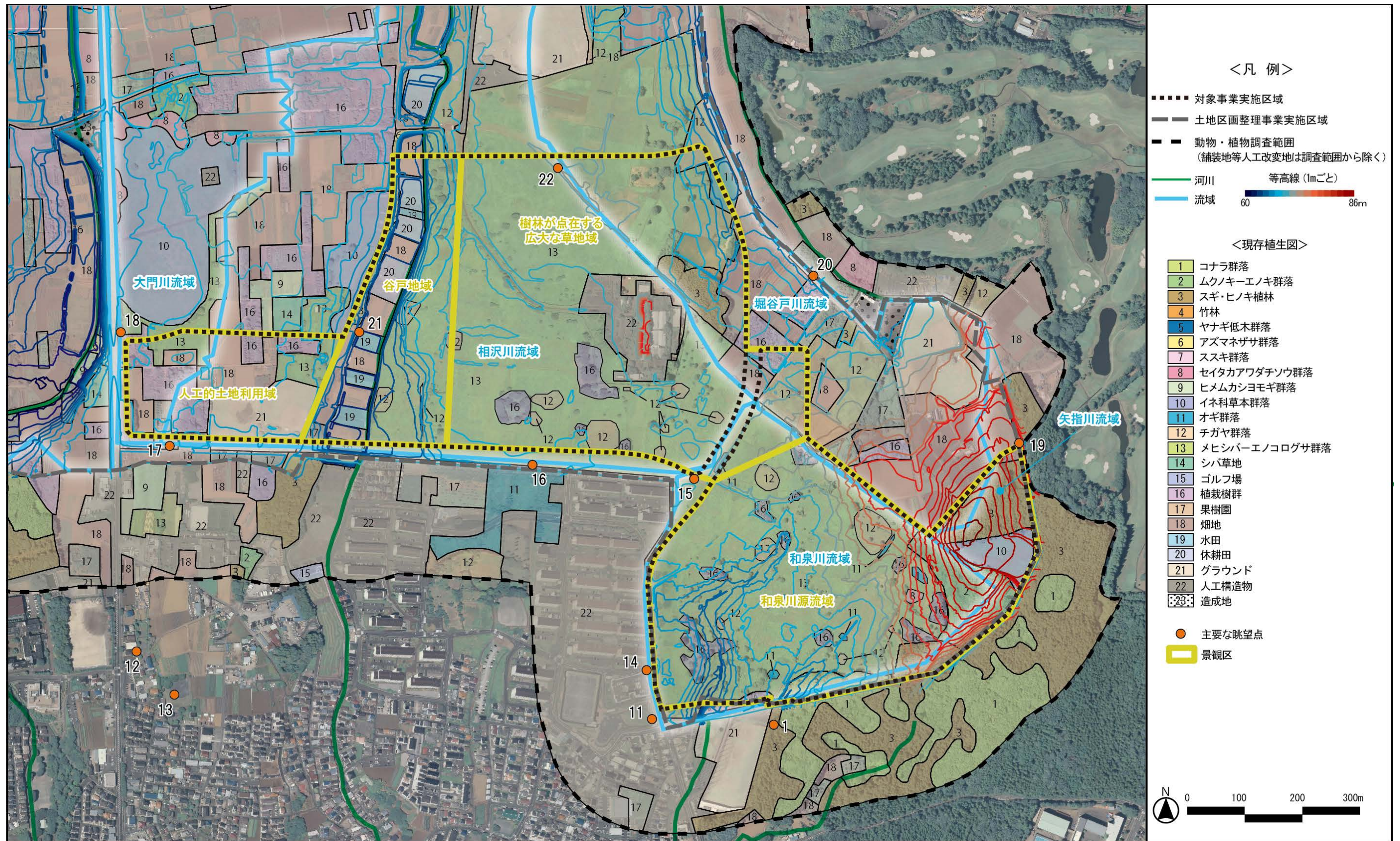


図 6.12-3 景観区の区分

イ. 利用の状態

景観区ごとの利用の状態は、表 6.12-8 に示すとおりです。

表 6.12-8 景観区ごとの利用の状態

景観区の区分	利用の状態
人工的土地利用域	対象事業実施区域の西側の範囲が該当します。畑地や果樹園では農家の方が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されています。
谷戸地域	相沢川周辺の谷戸地域が該当します。東側の樹林が点在する広大な草地域との境界付近は関係者以外立ち入ることができませんが、畑地や果樹園では農家の方が作業をされています。
樹林が点在する広大な草地域	対象事業実施区域の中央部に広がる草地域が該当します。基本的には関係者以外立ち入ることができませんが、農道が整備されており、畑地では農家の方が作業されています。また、旧上瀬谷通信施設内通路が整備されており、地域住民に利用されています。
和泉川源流域	対象事業実施区域南東部に位置する和泉川流域と瀬谷市民の森及び上川井市民の森と連続性のある樹林地が該当します。対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、隣接する瀬谷市民の森、上川井市民の森は、散策または自然との触れ合い活動の場として、市民に広く利用されています。

ウ. 眺めの状態

景観区ごとの眺めの状態は、表 6.12-9 に示すとおりです。

表 6.12-9 景観区ごとの眺めの状態

景観区の区分	地点	眺めの状態
人工的土地利用域	18	概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内の草地及び植栽樹群が広く視認できます。隣接する海軍道路沿いには桜並木が見えます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。
谷戸地域	21	目前に相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥に対象事業実施区域内の草地及び樹林が見えます。対象事業実施区域内の樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できます。
樹林が点在する広大な草地域	22	対象事業実施区域内の草地及び樹林が視野の大部分を占めています。農道の東側にはゴルフ場との境界に分布する樹林、西側には囲障区域の樹林が見え、樹林の隙間からわずかに瀬谷市民の森が視認できます。
和泉川源流域	11	なだらかな丘陵地に樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。南側の住宅地及びゴルフ場の奥には瀬谷市民の森と連続性のある樹林地が見えます。

注1：表中の地点番号は前掲図 6.12-3 (p.6.12-21 参照) に対応しています。

エ. 価値の状況

景観区の状態、利用の状態、眺めの状態を踏まえ、圍繞景観についての普遍価値及び固有価値に区分し、その価値の状況を整理しました。

圍繞景観の価値の状況は、表 6.12-10 に示すとおりです。

表 6.12-10 景観区ごとの価値の状況

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状況
人工的 土地利用域	普遍価値	自然性	△ 人工的な土地利用のため自然性は低い。
		視認性	○ 視認性は中程度。
		利用性	◎ 畑地や果樹園では農家の方が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されているため、利用性は高い。
	固有価値	固有性	○ 周辺に似たような環境があるため、固有性は中程度。
		親近性	◎ 畑地や果樹園では農家の方が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されているため、親近性は高い。
谷戸地域	普遍価値	自然性	◎ 谷戸地形となっており、草地、樹林、水田、畑地が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎ 視認性は高い。
		利用性	○ 南東部は関係者以外立ち入りが禁止されているが、生物多様性保全上の重要な里地里山に指定されており、水田、畑地、果樹園では農家の方が作業されているため、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎ 周辺に類似した環境はないため固有性は高い。
		親近性	○ 南東部は関係者以外立ち入りが禁止されているが、生物多様性保全上の重要な里地里山に指定されており、水田、畑地、果樹園では農家の方が作業されているため、親近性は中程度。
樹林が点在する 広大な草地	普遍価値	自然性	◎ 草地、樹林が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎ 平坦な地形のため視認性は高い。
		利用性	○ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているが、畑地では農家の方が作業されており、旧上瀬谷通信施設内通路は地域住民に利用されているため、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎ 周辺に類似した環境はないため固有性は高い。
		親近性	○ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているが、畑地では農家の方が作業されており、旧上瀬谷通信施設内通路は地域住民に利用されているため、親近性は中程度。
和泉川源流域	普遍価値	自然性	◎ 草地、植林、まとまった樹林が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎ 視認性は高い。
		利用性	△ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているため利用性は低い。
	固有価値	固有性	◎ 湧水の源流となっており固有性は高い。
		親近性	△ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているため親近性は低い。

⑤ 関係法令・計画等

ア. 「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(横浜市条例第2号 平成18年2月)

この条例は、魅力ある都市景観の創造によって、地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図ることを目的として定められています。

条例では、事業者の責務として、その事業活動を通じて、地域の個性との調和に配慮し、積極的に魅力ある都市景観の創造に努めること、さらに、横浜市が実施する都市景観の創造に関する施策に協力することが定められています。

なお、条例では、魅力ある都市景観の形成を図る必要がある地区を「都市景観協議地区」として横浜市が指定することができ、現在指定されているのは、「関内地区都市景観協議地区」、「みなとみらい21中央地区都市景観協議地区」、「みなとみらい21新港地区都市景観協議地区」であり、対象事業実施区域周辺には協議地区の指定はありません。

イ. 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(横浜市条例第17号 平成7年3月)

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定めるとされています。その中で、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進して、次世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定めています。

条例では、事業者の責務として、事業活動に関して、環境への負荷の低減、そのほか環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、横浜市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力することが定められています。

ウ. 「横浜市景観計画」(横浜市 平成25年11月)

横浜市では、景観法に基づき、市内全域を対象区域とする景観計画が定められています。横浜市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを基本方針としています。

エ. 「横浜市環境管理計画」(横浜市 平成30年11月)

横浜市では、この計画を進めることで、横浜の豊かな自然環境の創造と保全、さらなる市民生活の安全・安心の実現を目指しています。

計画では、総合的な視点による基本政策である「基本政策2 環境と経済」「基本政策3 環境とまちづくり」の中で、以下の取組方針が示されています。

- ・地域資源を生かしたシティプロモーションの展開
- ・良好な環境を創出する公園の整備・維持管理・経営

オ. 「横浜市景観ビジョン」(横浜市 平成 31 年 3 月)

横浜市景観ビジョンは、横浜市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示されたもので、良好な景観をつくること、豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野等を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組であることを、市民・事業者・行政で共有し、協働して景観づくりに取り組むための契機とすることを目指して策定されています。

景観ビジョンでは、目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性として、以下のテーマが示されています。

- (1) 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- (2) 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- (3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- (4) 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- (5) 身近な生活空間での景観づくり
- (6) 人々の交流や賑わいの景観づくり
- (7) 街の個性を引き立たせる夜間景観
- (8) 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- (9) 屋外広告物の景観的配慮
- (10) 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

また、この景観形成のテーマを踏まえ、地区ごとの個性をいかした景観魅力づくりが示されており、「水・緑と農のある郊外」は以下の方向性が示されています。

- ・豊富な自然資源や社寺等の歴史資源を生かし、楽しみながらめぐることのできる景観を目指します。
- ・地域の交流や活動を生み出していくよう、緑地や農地をいかした景観づくりを行います。
- ・不法投棄やポイ捨て、違法駐車、違法看板などのない、安全で安心できる景観を目指します。
- ・大きな土地利用等がある場合は、既存の緑地・農地及びそれらで営む人々に配慮し、周囲と調和する景観づくりを目指します。

6.12.2 環境保全目標の設定

景観に係る環境保全目標は、表 6.12-11 に示すとおり設定しました。

表 6.12-11 環境保全目標(景観)

区分	環境保全目標
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。

6.12.3 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の存在により変化する景観の状況として、以下を予測しました。

- ア. 地域景観の特性の変化
- イ. 主要な景観資源の変化
- ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化
- エ. 囲繞景観の変化

② 予測地域・地点

- ア. 地域景観の特性の変化

予測地域は、調査地域と同じく対象事業実施区域及びその周辺としました。

- イ. 主要な景観資源の変化

予測地点は、調査地点と同じく対象事業実施区域及びその周辺の16地点としました。

- ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

予測地点は、表 6.12-12 に示す判定基準に従って、調査を行った20地点を整理しました。判定基準は、主要な眺望地点から対象事業実施区域方向の眺望が開けており、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できること、また、なるべく多方角からの眺望地点を予測地点として選定することを念頭においています。

整理の結果、予測地点は、調査を行った20地点のうち、表 6.12-13 及び図 6.12-4 に示すとおり、眺望景観の予測地点として6地点を選定しました。

表 6.12-12 予測地点として選定する判定基準

項目	優先度	判定基準
視認性	◎	対象事業実施区域方向の眺望が比較的開けている、または計画建物の半分以上が眺望可能と想定される
	○	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により一部遮蔽される、または計画建物の半分以下が眺望可能と想定される
	△	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により遮蔽され、計画建物のほとんどが眺望できない
認知度	◎	不特定多数の人を集客し、各種イベントが頻繁に行われたり、観光地等として広く知られていたりする地点、またはその施設に極めて近い場所
	○	不特定多数の人が集まったり利用したりする可能性が高く、地域の自治活動等、地域の人が日常的に利用する地点
	△	上記以外の眺望地点

表 6.12-13(1) 予測地点の選定結果（主要な眺望地点からの景観の変化）

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	視認性	認知度	選定 結果	選定・非選定の理由
1	瀬谷市民の森	20	○	◎	選定	視認性は乏しいですが、対象事業実施区域を南東側から眺望できる地点として選定しました。
2	追分市民の森	600	△	◎	—	追分市民の森及び上川井市民の森の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
3	矢指市民の森	900	△	◎	—	追分市民の森の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
4	上川井市民の森	20	△	◎	—	上川井市民の森内の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
5	東山ふれあい樹林	2,500	△	◎	—	東山ふれあい樹林内の樹木や周辺の住宅地で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
6	深見歴史の森 (城山史跡公園)	1,400	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
7	ふれあいの森	3,000	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
8	鶴間公園	2,700	△	◎	—	周辺の住宅により対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
9	三保市民の森	2,000	△	◎	—	周辺のマンションや樹林により対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
10	よこはま動物園 ズーラシア	2,400	△	◎	—	周辺の住宅地により対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
11	瀬谷みはらし公園	90	◎	◎	—	和泉川源流域を眺望できる地点ですが、圍繞景観の地点として予測評価するため、選定しません。
12	中屋敷三丁目公園	350	△	◎	—	周辺の樹木により対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
13	本郷四丁目第二公園	400	○	◎	—	周辺の住宅により対象事業実施区域方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
14	上瀬谷第172号線 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	供用後の東地区の出入口として整備する場所であるため選定しました。

注1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

表 6.12-13(2) 予測地点の選定結果（主要な眺望地点からの景観の変化）

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	視認性	認知度	選定 結果	選定・非選定の理由
15	旧上瀬谷通信施設 内通路 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	供用後の東地区と中央地区間の往 来として整備する場所であるため 選定しました。
16	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	中央地区及び上川井市民の森と連 続する樹林地を眺望できる地点と して選定しました。
17	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	選定	供用後の西地区の出入口として整 備する場所であるため選定しまし た。
18	環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	—	人工的土地利用域を眺望でき、対 象事業実施区域を西側から眺望で きる地点ですが、圍繞景観の地点 として予測評価するため、選定し ません。
19	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	0	○	○	—	周辺の樹木により対象事業実施区 域方向の眺望の大部分が遮蔽され ているため、選定しません。
20	旧上瀬谷通信施設 内通路 (対象事業実施区域 北側)	100	◎	○	選定	北地区を眺望でき、対象事業実施 区域を東側から眺望できる地点と して選定しました。

注 1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

エ. 圍繞景観の変化

予測地点は、前掲表 6.12-12 (p. 6.12-26 参照) に示す判定基準に従って、調査を行った 10 地点を整理しました。

本事業の対象事業実施区域を含め、土地区画整理事業実施区域は、全て土地区画整理事業の造成工事により改変される可能性があります。南東部に隣接する瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地は圍繞景観の構成要素として残されます。そのため、判定基準は、調査地点から対象事業実施区域方向の眺望が開けており、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化及び瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地からなる周辺景観との調和を的確に把握できること、また、なるべく多方向からの眺望地点を予測地点として選定することを念頭においています。

整理の結果、予測地点は、調査を行った 10 地点のうち、表 6.12-14 及び図 6.12-4 に示すとおり、圍繞景観の予測地点として 4 地点を選定しました。

表 6.12-14 予測地点の選定結果（圍繞景觀の変化）

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	視認性	認知度	選定 結果	選定・非選定の理由
11	瀬谷みはらし公園	100	◎	◎	選定	和泉川源流域を眺望できる地点として選定しました。
14	上瀬谷第 172 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	—	供用後の東地区の出入口として整備する場所ですが、眺望地点として予測評価するため選定しません。
15	旧上瀬谷通信施設 内通路 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	—	供用後の東地区と中央地区間の往来として整備する場所ですが、眺望地点として予測評価するため選定しません。
16	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	—	中央地区及び上川井市民の森と連続する樹林地を眺望できる地点ですが、眺望地点として予測評価するため選定しません。
17	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	—	供用後の西地区の出入口として整備する場所ですが、眺望地点として予測評価するため選定しません。
18	環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	選定	人工的土地利用域を眺望でき、対象事業実施区域を西側から眺望できる地点として選定しました。
19	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	0	○	○	—	周辺の樹木により対象事業実施区域方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
20	旧上瀬谷通信施設 内通路 (対象事業実施区域 北側)	100	◎	○	—	北地区を眺望でき、対象事業実施区域を東側から眺望できる地点ですが、眺望地点として予測評価するため選定しません。
21	旧上瀬谷通信施設 地区内道路 (対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	選定	谷戸地域及び上川井市民の森を眺望できる地点として選定しました。
22	農道 (対象事業実施区域 北側)	0	◎	△	選定	樹林が点在する広大な草地域及び瀬谷市民の森を眺望でき、対象事業実施区域を北側から眺望できる地点として選定しました。

注 1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

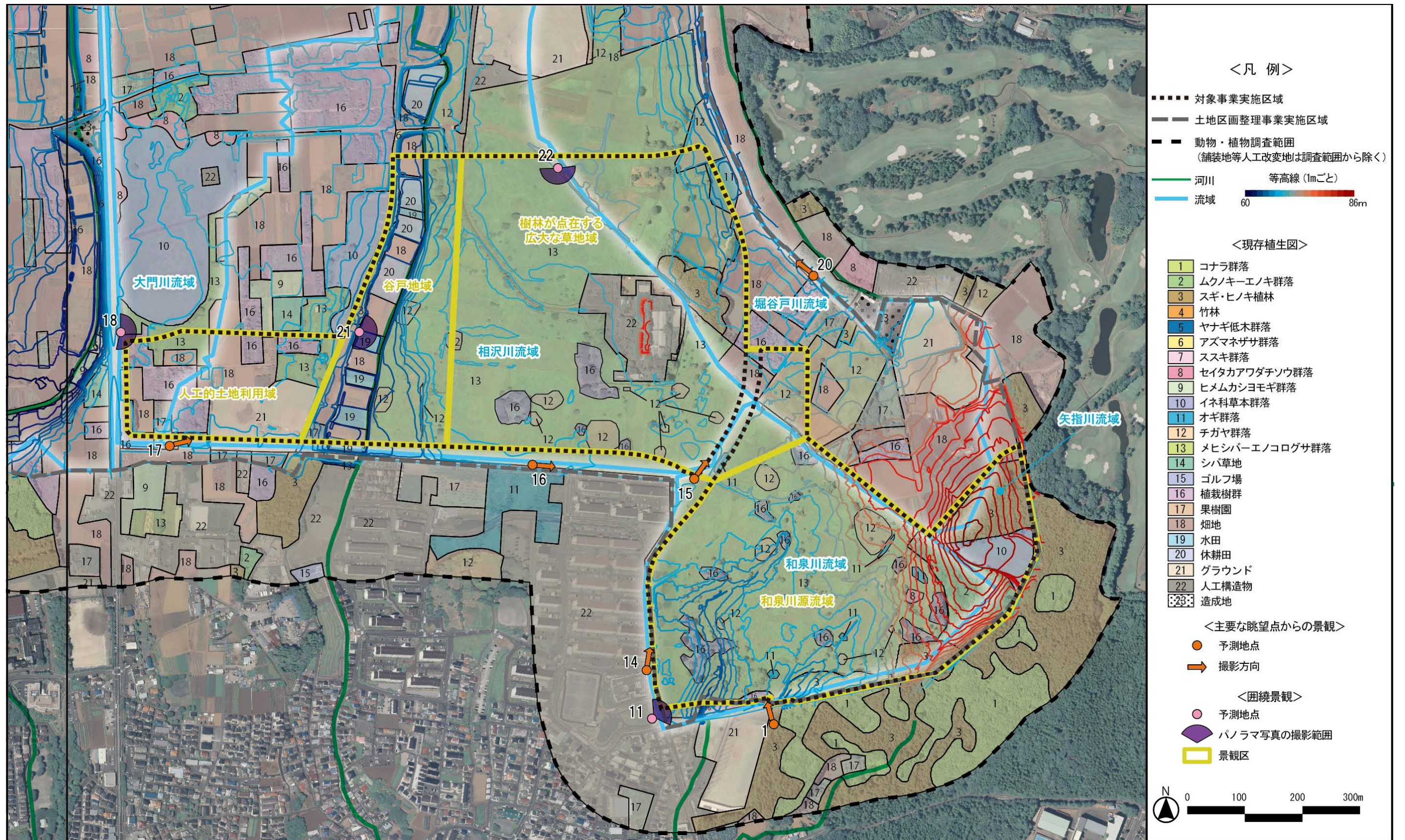


図 6.12-4 予測地点 (主要な眺望地点からの景観、圍繞景観)

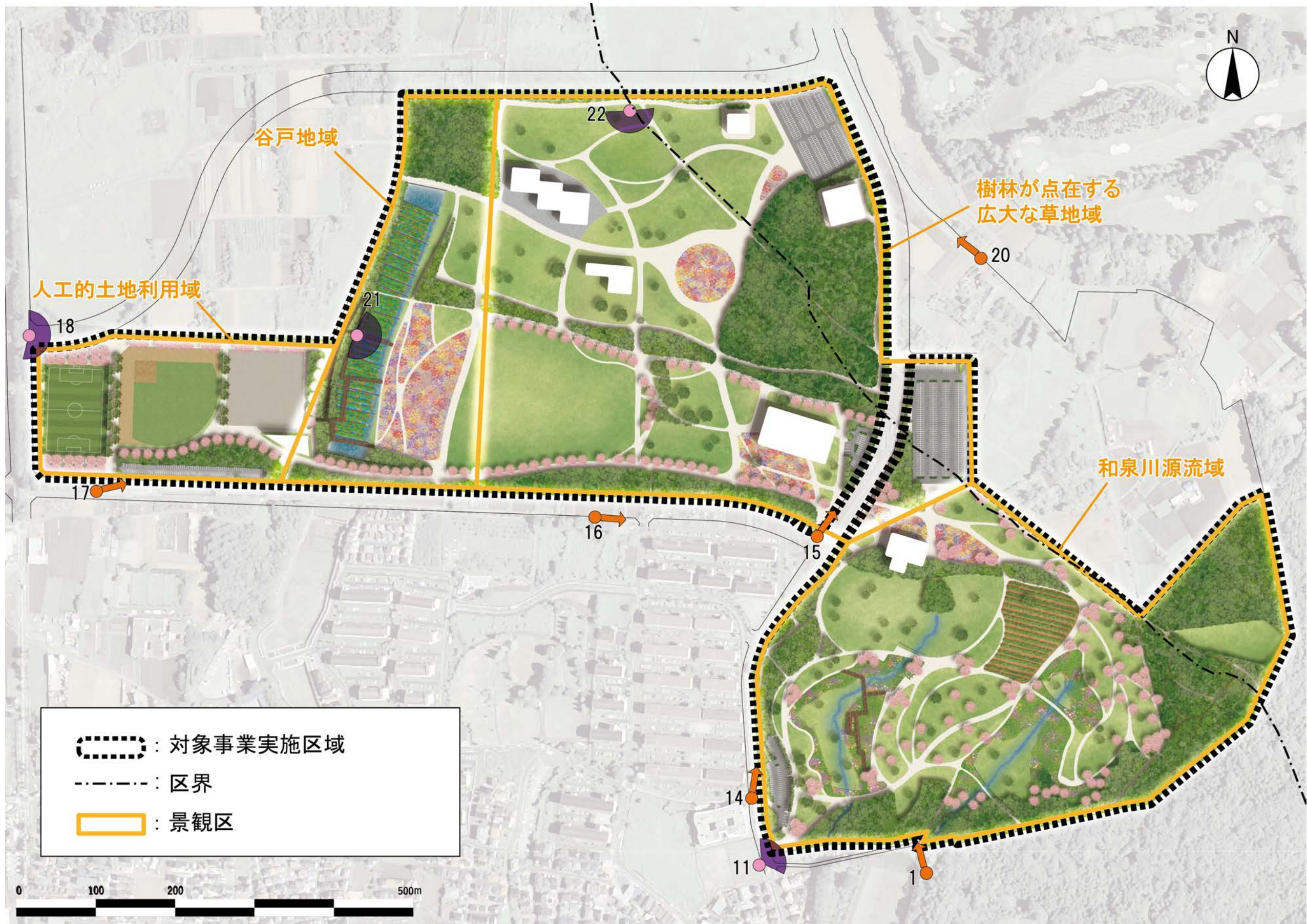


図 6.12-5 景観区と事業計画

③ 予測時期

予測時期は、供用開始時としました。また、同時期の土地区画整理事業の構造物の存在に伴う影響を考慮しました。

④ 予測方法

ア. 地域景観の特性の変化

本事業の種類、規模及び地域景観の特性を踏まえ定性的に予測しました。

イ. 主要な景観資源の変化

景観資源と事業計画を重ね合わせ、景観資源への影響の程度を定性的に予測しました。

ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点から撮影した現況写真に、施工計画を基に公園施設等を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望地点からの景観の変化の程度を定性的に予測しました。なお、「現況」は土地区画整理事業の実施前の状態を示します。

エ. 囲繞景観の変化

現況と事業計画を重ね合わせ、景観区の場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化、普遍価値及び固有価値の変化の観点で囲繞景観に及ぼす変化の程度を定性的に予測しました。なお、「現況」は土地区画整理事業の実施前の状態を示します。

⑤ 予測結果

ア. 地域景観の特性の変化

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区には、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が広がっており、周辺には森林地域や住宅地、工業地域等が分布しています。

対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行うことから、景観構成要素の大部分を占める草地や樹林地が減少し、地域景観の特性が変化すると予測します。

ただし、本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。

また、森林地域や住宅地が広がる周辺環境と可能な限り調和が図られるよう、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うとともに、瀬谷市民の森等と隣接する東地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行います。

イ. 主要な景観資源の変化

景観資源と事業計画を重ね合わせたものは、前掲図 6.12-1 に示すとおりです。

景観資源については、土地区画整理事業実施区域外に存在するものは、本事業により直接改変は行わず、土地区画整理事業でも改変されないことから、改変による影響はないと予測します。本事業の対象事業実施区域を含む土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域（地点 A）及び海軍道路沿いの桜並木（地点 C）は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失する計画のため、改変による影響はあると予測します。なお、土地区画整理事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において、可能な限り現況の地形や樹林地を保全し、本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行います。

海軍道路沿いの桜並木が消失するため、環状 4 号線の拡幅整備後、土地区画整理事業により環状 4 号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出される計画です。また、本事業では、公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。

加えて、土地区画整理事業により農業振興地区として耕作地環境が整備されるとともに、本事業により既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯の整備を行うことで、緑地及び農地の景観を保全・創出します。

以上のことから、土地区画整理事業により土地区画整理事業実施区域内に存在する景観資源は消失しますが、土地区画整理事業及び本事業において既存樹林地の保全や植栽等を行うことで、新たな桜の名所が創出されるとともに、緑地及び農地の景観が保全・創出されると予測します。

ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点からの景観の変化についての予測結果は、図 6.12-6 に示すとおりです。




<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>県営瀬谷団地の 集合住宅</p> <p>瀬谷市民の森の落葉樹 (コナラ等)</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の 緑農地域の草地 (メヒシバ・エノコログ サ群落、チガヤ群落)</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の 緑農地域の樹林 (エノキ、クワ、 カキノキ等の植栽樹群)</p>	
<p>【供用時】</p>	 <p>瀬谷市民の森の落葉樹 (コナラ等)</p> <p>本事業で低茎乾生草地、 高茎乾生草地を整備</p> <p>本事業で瀬谷市民の森 との連続性に配慮し、 コナラ等の落葉樹を植栽</p>	
<p>景観の変化</p>		<p>現況では、瀬谷市民の森のコナラ等の落葉樹の隙間から左奥側に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域であり、なだらかな丘陵地に樹木や草地がわずかに見えますが、瀬谷市民の森の樹木により見通しは良くありません。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たにパークセンター等を整備しますが、目前に見える瀬谷市民の森の樹木や草地は残置するため、対象事業実施区域はわずかに視認ができる程度です。また、対象事業実施区域の境界付近には瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の周辺の樹林と同様の落葉樹を植栽するとともに、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 6.12-6(1) 景観の変化(地点1 瀬谷市民の森:着葉期)



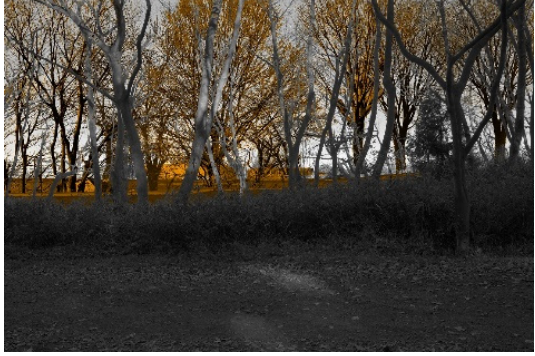
<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、瀬谷市民の森のコナラ等の落葉樹の隙間から左奥側に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域であり、なだらかな丘陵地に樹木や草地がわずかに見えます。瀬谷市民の森の樹木により見通しは良くありませんが、ほとんどが落葉樹であるため、着葉期と比較すると、視認性が向上します。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たにパークセンター等を整備しますが、目前に見える瀬谷市民の森の樹木や草地は残置するため、対象事業実施区域や県営瀬谷団地の集合住宅はわずかに視認ができる程度です。また、対象事業実施区域の境界付近には瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の周辺の樹林と同様の落葉樹を植栽するとともに、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 6.12-6(2) 景観の変化 (地点1 瀬谷市民の森：落葉期)

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>県営瀬谷団地の 集合住宅</p> <p>上瀬谷第54号線</p> <p>対象事業実施区域内 の樹林（エノキ、クワ、 カキノキ等の植栽樹群）</p> <p>対象事業実施区域内 の草地（メヒシバ エノコログサ群落）</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>県営瀬谷団地の 集合住宅</p> <p>上瀬谷第54号線</p> <p>本事業でエノキ、 シラカシ等の落葉樹、 常緑樹を混植</p> <p>本事業で 低茎乾生草地を整備</p> <p>本事業で東地区（南） 駐車場を整備</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、正面に上瀬谷第54号線の道路が広がり、その西側には県営瀬谷団地の集合住宅、東側には対象事業実施区域内の草地及び樹林が視認できます。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たに駐車場を整備しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茎乾生草地を整備することから、本地点の景観を構成する樹林や草地は現況から大きな変化はないと予測します。また、新たに整備する駐車場はわずかに視認できる程度であり、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 6.12-6(3) 景観の変化（地点14：着葉期）






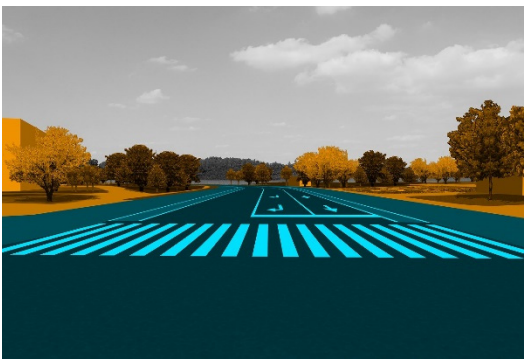
<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	<p>県営瀬谷団地の 集合住宅</p>  <p>上瀬谷第54号線</p>	<p>対象事業実施区域内 の樹林(エノキ、クワ、 カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>対象事業実施区域内 の草地(メヒシバ エノコログサ群落)</p>
<p>【供用時】</p>	<p>県営瀬谷団地の 集合住宅</p>  <p>上瀬谷第54号線</p>	<p>本事業でエノキ、 シラカン等の落葉樹、 常緑樹を混植</p> <p>本事業で 低茎乾生草地を整備</p> <p>本事業で東地区(南) 駐車場を整備</p>
<p>景観の変化</p>		<p>現況では、正面に上瀬谷第54号線の道路が広がり、その西側には県営瀬谷団地の集合住宅、東側には対象事業実施区域内の草地及び樹林が視認できます。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、落葉樹と常緑樹が混在しています。草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たに駐車場を整備しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカン等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茎乾生草地を整備することから、本地点の景観を構成する樹林や草地は現況から大きな変化はないと予測します。また、着葉期と比較すると対象事業実施区域内の視認性は向上しますが、新たに整備する駐車場はわずかに視認できる程度であり、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 6.12-6(4) 景観の変化(地点14: 落葉期)

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>川井・矢指風致地区の緑地</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域</p> <p>対象事業実施区域内の草地 (メヒシバエノコログサ群落、チガヤ群落)</p> <p>旧上瀬谷通信施設内通路</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業でエノキ、シラカシ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業でパークセンター1を整備</p> <p>本事業で多様な品種の桜を植栽</p> <p>本事業で低茎乾生草地を整備</p> <p>本事業で中央地区駐車場を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地</p> <p>本事業で多様な品種の桜を植栽</p> <p>本事業で東地区(北)駐車場を整備</p> <p>本事業でパークセンター2を整備</p> <p>土地区画整理事業で道路を新設</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、旧上瀬谷通信施設内通路の両側に対象事業実施区域内の樹林及び草地が広がり、その奥に対象事業実施区域の東側に位置する川井・矢指風致地区の緑地及び北東側に位置する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で新たな道路を、本事業でパークセンターや園路等を整備するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める草地や旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が減少し、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と対象事業実施区域の奥に見える川井・矢指風致地区の緑地等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、本事業で対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植や低茎乾生草地を整備する等の配慮を行います。</p>





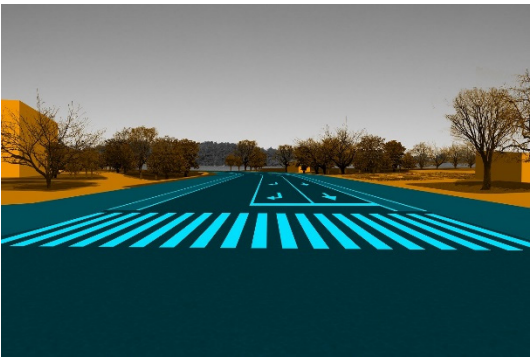
注1 :  は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(5) 景観の変化 (地点15:着葉期)

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	 <p>川井・矢指風致地区の緑地</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域</p> <p>対象事業実施区域内の草地 (メヒシバエノコログサ群落、チガヤ群落)</p> <p>旧上瀬谷通信施設内通路</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業でエノキ、シラカシ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業でパークセンター1を整備</p> <p>本事業で多様な品種の桜を植栽</p> <p>本事業で低茎乾生草地を整備</p> <p>本事業で中央地区駐車場を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地</p> <p>本事業で多様な品種の桜を植栽</p> <p>本事業で東地区(北)駐車場を整備</p> <p>本事業でパークセンター2を整備</p> <p>土地区画整理事業で道路を新設</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、旧上瀬谷通信施設内通路の両側に対象事業実施区域内の樹林及び草地が広がり、その奥に対象事業実施区域の東側に位置する川井・矢指風致地区の緑地及び北東側に位置する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で新たな道路を、本事業でパークセンターや園路等を整備するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める草地や旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が減少し、着葉期と比較するとパークセンターや駐車場の視認できる範囲がわずかに拡大することから、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と対象事業実施区域の奥に見える川井・矢指風致地区の緑地等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、本事業で対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植や低茎乾生草地を整備する等の配慮を行います。</p>



注1 :  は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(6) 景観の変化 (地点 15 : 落葉期)

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	<p>対象事業実施区域内の樹林(エノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>対象事業実施区域内の草地(メヒシバやエノコログサ群落、チガヤ群落)</p>		<p>上川井市民の森に連続する樹林</p> <p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>深見第228号線</p>
<p>【供用時】</p>	<p>本事業でエノキ、シラカシ等の落葉樹、常緑樹を混植</p>		<p>上川井市民の森に連続する樹林</p> <p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>土地区画整理事業により深見第228号線を拡幅</p>
<p>景観の変化</p>		<p>現況では、右側に対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。左側に対象事業実施区域内の樹林や草地が見え、深見第228号線の奥には上川井市民の森に連続する樹林を眺望することができます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と深見第228号線の奥に見える上川井市民の森等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。</p>	


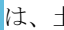
注1：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(7) 景観の変化(地点16:着葉期)

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	<p>対象事業実施区域内 の樹林 (エノキ、クワ、 カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>対象事業実施区域内 の草地 (メヒシバ・エノコログサ 群落、チガヤ群落)</p>		<p>上川井市民の森に 連続する樹林</p> <p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域外 の樹林</p> <p>深見第228号線</p>
<p>【供用時】</p>	<p>本事業でエノキ、 シラカシ等の落葉樹、 常緑樹を混植</p>		<p>上川井市民の森に 連続する樹林</p> <p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域外 の樹林</p> <p>土地区画整理事業に より深見第228号線を 拡幅</p>
<p>景観の変化</p>		<p>現況では、右側に対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。左側に対象事業実施区域内の樹林や草地が見え、深見第228号線の奥には上川井市民の森に連続する樹林を眺望することができます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、落葉樹と常緑樹が混在しています。草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と深見第228号線の奥に見える上川井市民の森等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。</p>	





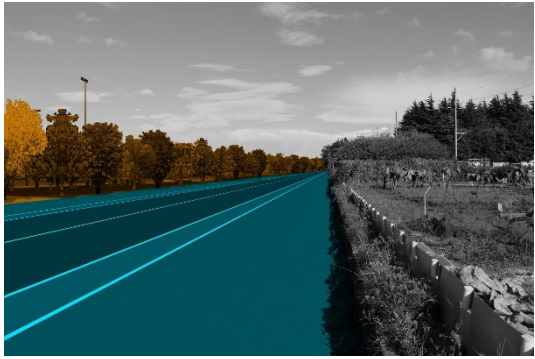
注1：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(8) 景観の変化 (地点16: 落葉期)

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>対象事業実施区域内の樹林 (エノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>野球場</p> <p>対象事業実施区域内の畑地</p> <p>深見第228号線</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>対象事業実施区域外の畑地</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業でエノキ、シラカシ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業で野球場を整備</p> <p>本事業で多様な品種の桜を植栽</p> <p>本事業で西地区駐車場を整備</p> <p>土地区画整理事業により深見第228号線を拡幅</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>対象事業実施区域外の畑地</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、深見第228号線を挟んで右側に畑地及び樹林地、左側に対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の畑地、野球場、樹林は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で野球場や駐車場を整備しますが、本事業の対象事業実施区域と深見第228号線の右側の畑地及び樹林地等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、野球場や西地区駐車場はわずかに視認できる程度です。</p>




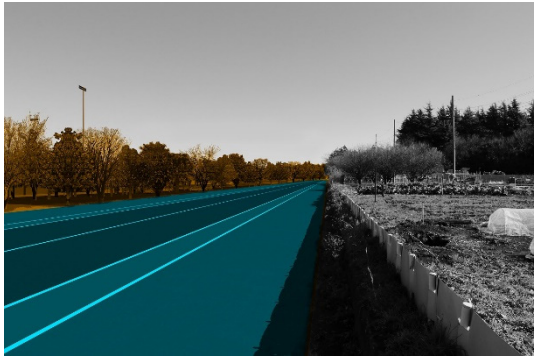
注1 :  は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(9) 景観の変化 (地点17: 着葉期)

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	 <p>対象事業実施区域内の樹林 (エノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>野球場</p> <p>対象事業実施区域内の畑地</p> <p>深見第228号線</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>対象事業実施区域外の畑地</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業でエノキ、シラカシ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業で野球場を整備</p> <p>本事業で多様な品種の桜を植栽</p> <p>本事業で西地区駐車場を整備</p> <p>土地区画整理事業により深見第228号線を拡幅</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>対象事業実施区域外の畑地</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、深見第228号線を挟んで右側に畑地及び樹林地、左側に対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群で、常緑樹が優先しますが、落葉樹も一部混在しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の畑地、野球場、樹林は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で野球場や駐車場等を整備しますが、本事業の対象事業実施区域と深見第228号線の右側の畑地及び樹林地等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、着葉期と比較すると対象事業実施区域内の視認性は向上しますが、野球場や西地区駐車場はわずかに視認できる程度です。</p>




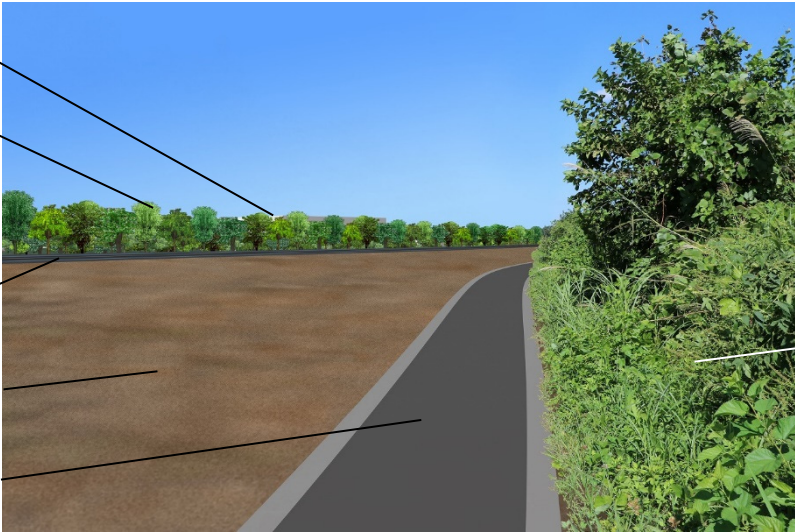
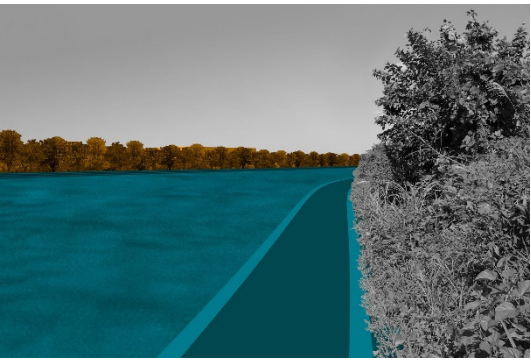
注1：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(10) 景観の変化 (地点17: 落葉期)

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>旧上瀬谷通信施設地区の 緑農地域の 畑地及び植栽樹群</p> <p>旧上瀬谷通信施設内通路</p> <p>対象事業実施区域内の 樹林が点在する草地</p> <p>川井・矢指風致地区の 緑地の果樹園</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業で 管理施設を整備</p> <p>本事業でエノキ、 シラカシ等の 落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>土地区画整理事業で 道路を新設</p> <p>土地区画整理事業で造成</p> <p>土地区画整理事業で 通路を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の 緑地の果樹園</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況は、旧上瀬谷通信施設内通路を挟んで右側に川井・矢指風致地区の緑地の果樹園、左側に旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群が広がっており、奥には樹林が点在する草地がわずかに視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、土地区画整理事業実施区域内の畑地及び植栽樹群は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で道路を新設するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林や草草が減少し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で管理施設等の整備を行います。本事業の対象事業実施区域と通路の右側の川井・矢指風致地区の緑地の果樹園等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、管理施設はわずかに視認できる程度です。</p>

注1：土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外のフォトモンタージュは、土地区画整理事業環境影響評価書の構造物の存在時のフォトモンタージュを参照して作成しています。


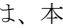


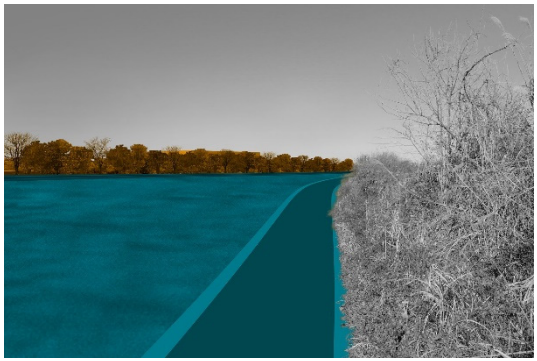
注2：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(11) 景観の変化 (地点 20 : 着葉期)

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	 <p>旧上瀬谷通信施設地区の 緑農地域の 畑地及び植栽樹群</p> <p>旧上瀬谷通信施設内通路</p> <p>対象事業実施区域内の 樹林が点在する草地</p> <p>川井・矢指風致地区の 緑地の果樹園</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業で 管理施設を整備</p> <p>本事業でエノキ、 シラカシ等の 落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>土地区画整理事業で 道路を新設</p> <p>土地区画整理事業で造成</p> <p>土地区画整理事業で 通路を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の 緑地の果樹園</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況は、旧上瀬谷通信施設内通路を挟んで右側に川井・矢指風致地区の緑地の果樹園、左側に旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群が広がっており、奥には樹林が点在する草地がわずかに視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。旧上瀬谷通信施設内通路の右側は落葉樹、左側は落葉樹と常緑樹が混在しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、土地区画整理事業実施区域内の畑地及び植栽樹群は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で道路を新設するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林や草地が減少し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で管理施設等の整備を行います。また、本事業の対象事業実施区域と通路の右側の川井・矢指風致地区の緑地の果樹園等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、着葉期と比較すると管理施設の視認できる範囲が拡大するものの、わずかに視認できる程度です。</p>

注1：土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外のフォトモンタージュは、土地区画整理事業環境影響評価書の構造物の存在時のフォトモンタージュを参照して作成しています。



注2：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(12) 景観の変化（地点20：落葉期）

エ. 圍繞景観の変化

A 場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の状況

景観区の区分と事業計画を重ね合わせたものは、前掲図 6.12-5 (p.6.12-31 参照) に示します。

また、景観区ごとに改変率、供用時における利用の状態、眺めの状態の変化は、表 6.12-15 に示すとおりです。対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全域が改変される可能性があるため、改変区域は本事業の対象事業実施区域の全域とし、改変率は全ての景観区で100%となっています。

表 6.12-15(1) 景観区ごとの改変率及び供用時における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区の区分	現況面積 (ha)	改変面積 (ha)	改変率 (%)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
人工的 土地利用域	約 6.2	約 6.2	100	現況ではグラウンドが地域住民、畑地等が農家の方に広く利用されていますが、供用後は野球場や運動広場を整備することで、スポーツを中心としたレクリエーションの場となり、公園来園者に広く利用されます。	現況ではメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地、グラウンドが分布しています。対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本事業で野球場や運動広場を整備する計画であることから、眺めの状態は大きく変化すると予測します。
谷戸地域	約 8.7	約 8.7	100	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、谷戸底の水田、畑地が農家の方に利用されていますが、供用後は谷戸地形をいかし、ガーデン1や大花壇を整備することから、公園来園者に広く利用されます。	現況では相沢川沿いに水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、東部にメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林が分布しています。対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、東部は、本事業で花壇や園路等を整備するため、眺めの状態が変化しますが、西部は、谷戸地形をいかし、湿性環境や草地環境等の多様な環境を創出する計画であることから、大きな変化はないと予測します。

注1：四捨五入の関係から合計値が対象事業実施区域面積と一致しません。

表 6.12-15(2) 景観区ごとの改変率及び供用時における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区の区分	現況面積 (ha)	改変面積 (ha)	改変率 (%)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
樹林が点在する広大な草地	約 27.5	約 27.5	100	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、西端及び東端の一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用後は公民連携を積極的に推進し、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら賑わいを創出する地区となり、公園来園者に広く利用されます。	現況ではメヒシバーエノコログサ群落が広く分布し、南部～東部にエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群や囲障区域のモミジバスズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が分布しています。対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本事業でパークセンター、飲食・物販施設、管理施設等を整備する計画であることから、眺めの状態は大きく変化すると予測します。
和泉川源流域	約 22.3	約 22.3	100	現況では関係者以外立ち入り禁止となっていますが、供用後はガーデン、体験農園、森の散策路、パークセンター等が整備され、生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用されます。	現況では和泉川の源頭部であり、湧水起源の小水路、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、小規模植栽樹林が分布しており、和泉川沿いの一部にはチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物も分布しています。対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、北部は、本事業でパークセンター2や庭園等を整備するため、眺めの状態が変化しますが、南部は、和泉川源流部の地形をいかし、南東部の樹林地は瀬谷市民の森等との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行う計画であることから、大きな変化はないと予測します。

注1：四捨五入の関係から合計値が対象事業実施区域面積と一致しません。

B 圍繞景観の現地調査地点からの眺めの変化の程度

圍繞景観の現地調査地点においてフォトモンタージュを作成し、予測地点からの眺めの変化の程度を定性的に予測しました。

予測結果は表 6.12-16、フォトモンタージュは図 6.12-7 に示すとおりです。

表 6.12-16(1) 圍繞景観現地調査地点からの眺めの変化

調査地点	景観区	現況	供用時
地点18	土地利用的 人工的	<p>概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内のメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。</p> <p>(概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、手前側の土地区画整理事業実施区域ではメヒシバーエノコログサ群落やイネ科草本群落、植栽樹群が視認でき、奥の本事業の対象事業実施区域ではメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できます。隣接する海軍道路沿いには桜並木が見えます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。)</p>	<p>対象事業実施区域内の草地や樹林が改変され、野球場や運動広場を整備することから、眺めが変化すると予測します。ただし、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、本事業の対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。</p> <p>(土地区画整理事業実施区域内の草地や樹林が改変され、土地区画整理事業で道路の拡幅、本事業で野球場や運動広場の整備を行うことから、眺めが変化すると予測します。ただし、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、本事業の対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。また、海軍道路沿いの桜並木は、環状4号線の拡幅整備に伴い、土地区画整理事業で伐採されますが、拡幅整備後、土地区画整理事業により環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出され、本事業では、公園内に多様な品種の桜を植栽して新たな桜の名所づくりを進める計画です。)</p>
地点21	谷戸地域	<p>目前に相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥にメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林が見えます。対象事業実施区域内の樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できます。</p>	<p>東部は花壇や園路等を整備するため、眺めが変化しますが、西部は、谷戸地形を保全し、湿性環境や草地環境等の多様な環境を創出する計画であることから、大きな変化はないと予測します。</p> <p>パークセンターや対象事業実施区域内に植栽する樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できると予測します。</p>
地点22	樹林が点在する 広大な草地	<p>対象事業実施区域内のメヒシバーエノコログサ群落及びエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群が視野の大部分を占めています。農道の東側にはゴルフ場との境界に分布する樹林、西側には困障区域のモミジバスズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が見え、樹林の隙間からわずかに瀬谷市民の森が視認できます。</p>	<p>対象事業実施区域内の草地や樹林が改変され、飲食・物販施設や管理施設を整備するため、眺めは大きく変化すると予測します。ただし、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、北地区の北西部及び南東部は既存の樹林地をいかした植栽により樹林地を整備するとともに、中央部には低茎乾生草地を整備する計画であり、また、建築物については、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。</p>

注1：()内は、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲における評価を記載しています。

表 6.12-16(2) 困繞景観現地調査地点からの眺めの変化

調査地点	景観区	現況	供用時
地点 11	和泉川源流域	<p>なだらかな丘陵地に小規模植栽樹林やメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等の緑豊かな景観が広がっています。西側の住宅地及びゴルフ場の奥には瀬谷市民の森と連続性のあるムクノキエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が視認できます。</p>	<p>北部は対象事業実施区域内の草地や樹林が改変され、パークセンター2や庭園等を整備するため、眺めが変化しますが、南部は和泉川源流部の地形をいかし、南東部の樹林地は瀬谷市民の森等との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行う計画であることから、丘陵地や瀬谷市民の森等と連続性のある樹林地の眺めに大きな変化はないと予測します。</p>



【現況】



【供用時】



注1：土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外のフォトモンタージュは、土地区画整理事業 環境影響評価書の構造物の存在時のフォトモンタージュを参照して作成しています。

注2： は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-7(1) 地点 18 (人工的土地利用域)



【現況】



【供用時】



图 6. 12-7(2) 地点 21 (谷戸地域)



【現況】



【供用時】



図 6.12-7(3) 地点 22 (樹林が点在する広大な草地域)



【現況】



【供用時】



図 6.12-7(4) 地点 11 瀬谷みはらし公園（和泉川源流域）

C 圍繞景観の価値の変化の程度

景観区の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の程度の予測結果を踏まえ、設定した認識項目に着目した価値の変化の程度は、表 6.12-17 に示すとおりです。

表 6.12-17(1) 景観区ごとの価値の変化の程度（人工的土地利用域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△→△ (○→△)	<p>現況ではメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できますが、その奥にはグラウンドが広く分布しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林、草地、グラウンドは全て改変される可能性があり、本事業で野球場や運動広場を整備するため、景観区全体の緑被率は低下しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植することで、本地点からの視野に占める自然性はある程度確保されると予測します。</p> <p>(フォトモンタージュで視認できる範囲においては、手前側の土地区画整理事業実施区域には、現況ではメヒシバーエノコログサ群落やイネ科草本群落、植栽樹群が分布しており、奥側の本事業の対象事業実施区域にはメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地、グラウンドが分布しています。また、隣接する海軍道路沿いの桜並木は瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。視認できる範囲は全て土地区画整理事業の造成工事によって改変される可能性があり、土地区画整理事業で環状4号線の拡幅、本事業で野球場や運動広場の整備を行うため、視野全体の緑被率が低下し、自然性は低下すると予測します。ただし、本事業で対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植するとともに、土地区画整理事業では環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等を創出し、自然性の回復を行います。)</p>
	視認性	○→○	<p>現況では高低差が小さく、予測地点の近くに視界を遮る構造物はありませんが、対象事業実施区域内の植栽樹群により景観区内を見通せず、瀬谷市民の森等も視認できないため視認性は中程度です。供用時は、野球場の防球ネットや対象事業実施区域の境界に植栽する高木を含む落葉樹、常緑樹、サクラ等が視認できるものの、防球ネットが視界を大きく遮ることはなく、樹木による視野の遮蔽は現況と同程度であるため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。</p>
	利用性	◎→◎	<p>現況ではグラウンドが地域住民、畑地等が農家の方に広く利用されていますが、供用時は野球場や運動広場を整備することで、スポーツを中心としたレクリエーションの場となり、公園来園者に広く利用されるため、利用性は現況から大きな変化はないと予測します。</p>

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

注2：() 内は、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲における評価を記載しています。

表 6.12-17(2) 景観区ごとの価値の変化の程度（人工的土地利用域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
固有価値	固有性	○→○ (○→△)	<p>現況ではメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できますが、その奥にはグラウンドが広く分布しています。隣接する海軍道路沿いの桜並木は瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林、草地、グラウンドは全て改変される可能性があり、土地区画整理事業で新たな道路、本事業で野球場や運動広場を整備しますが、施設の周辺に樹林や芝地を整備します。また、土地区画整理事業の環状4号線の拡幅工事に伴い海軍道路沿いの桜並木は伐採されますが、土地区画整理事業により環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出され、本事業では、公園内に多様な品種の桜を植栽して新たな桜の名所づくりを進める計画であることから、固有性は現況から大きな変化はないと予測します。</p> <p>(フォトモンタージュで視認できる範囲においては、手前側の土地区画整理事業実施区域には、現況ではメヒシバーエノコログサ群落やイネ科草本群落、植栽樹群が分布しており、奥側の本事業の対象事業実施区域にはメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地、グラウンドが分布しています。また、隣接する海軍道路沿いの桜並木は瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。</p> <p>視認できる範囲は全て土地区画整理事業の造成工事によって改変される可能性があり、土地区画整理事業で環状4号線の拡幅、本事業で野球場や運動広場の整備を行うため、視野の大部分を占める広大な草地が消失し、固有性は低下すると予測します。また、土地区画整理事業の環状4号線の拡幅工事に伴い海軍道路沿いの桜並木は伐採されますが、土地区画整理事業により環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出され、本事業では、公園内に多様な品種の桜を植栽して新たな桜の名所づくりを進めることで固有性の回復を行います。)</p>
	親近性	◎→◎	<p>現況ではグラウンドが地域住民、畑地等が農家の方に広く利用されていますが、供用時は野球場や運動広場を整備することで、スポーツを中心としたレクリエーションの場となり、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性は現況から大きな変化はないと予測します。</p>

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

注2：() 内は、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲における評価を記載しています。

表 6.12-17(3) 景観区ごとの価値の変化の程度（谷戸地域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	現況では相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥にメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林が視認できます。土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の水田、畑地、草地は全て改変される可能性があります。谷戸地形を保全し、水路、湿地、湿生・乾生草地、樹林という多様な環境区分が連続的に推移し、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を創出するとともに、その周辺には草地、樹林地、花壇等を整備して緑の連続性を確保します。また、北部の疎林は原位置保存して植栽により新たな緑を創出することから、景観を構成する要素や緑被率に現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→◎	現況では谷戸地形となっており、予測地点の近くに視界を遮る構造物がないため、谷戸底の水田や畑地と谷戸の東側に広がるメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林地を広く見通せます。供用時は谷戸地形を保全し、水路、湿地、草地、樹林地、花壇等を整備する計画であり、視界を大きく遮る構造物等は存在しないため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。
	利用性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、谷戸底の水田、畑地が農家の方に利用されていますが、供用時は谷戸地形をいかし、ガーデン1や大花壇を整備することから、公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	現況では相沢川沿いが谷戸地形となっており、水田、畑地、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、樹林等が分布し、固有性が高くなっています。土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の水田、畑地、草地は全て改変される可能性があります。谷戸地形を保全し、水路、湿地、湿生・乾生草地、樹林という多様な環境区分が連続的に推移し、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を創出するとともに、その周辺には草地、樹林地、花壇等を整備して緑の連続性を確保します。また、北部の疎林は原位置保存して植栽により新たな緑を創出することから、固有性は現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、谷戸底の水田、畑地が農家の方に利用されていますが、供用時は谷戸地形をいかしてガーデン1や大花壇を整備し、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性が向上すると予測します。

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.12-17(4) 景観区ごとの価値の変化の程度（樹林が点在する広大な草地域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→○	<p>現況ではメヒシバーエノコログサ群落が広く分布し、その奥にエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群や圍障区域のモミジバスズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が分布しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があり、本事業で飲食・物販施設や駐車場等の公園施設を整備します。北地区の北西部及び南東部は既存の樹林地をいかした植栽により樹林地を整備するとともに、中央部には低茎乾生草地を整備する計画ですが、景観を構成する要素のうち、飲食・物販施設等の建築物の占める割合が増加して草地が減少し、緑被率が低下することから、自然性は中程度に低下すると予測します。</p> <p>なお、建築物については、可能な限り周辺の草地や樹林地との調和が図られるよう、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。</p>
	視認性	◎→○	<p>現況では高低差が小さく、予測地点の近くに視界を遮る構造物がないため視認性は高いですが、供用時は飲食・物販施設や管理施設等の建物を整備するため、視認性が低下すると予測します。</p>
	利用性	○→◎	<p>現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、西端及び東端の一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公民連携を積極的に推進し、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら賑わいを創出する地区となり、公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。</p>
固有価値	固有性	◎→○	<p>現況ではメヒシバーエノコログサ群落が広く分布し、その奥にエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群や圍障区域のモミジバスズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が分布しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があり、本事業で飲食・物販施設や駐車場等の公園施設を整備します。北地区の北西部及び南東部は既存の樹林地をいかした植栽により樹林地を整備するとともに、中央部には低茎乾生草地を整備する計画ですが、景観を構成する要素のうち、飲食・物販施設等の建築物の占める割合が増加して草地が減少することから、固有性は中程度に低下すると予測します。なお、対象事業実施区域内の樹木は、公園樹木として利用可能な樹木は現位置保存し、その他の活用可能な樹木は、対象事業実施区域内に移植し、公園樹木として活用する計画です。</p>
	親近性	○→◎	<p>現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、西端及び東端の一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公民連携を積極的に推進し、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら賑わいを創出する地区となり、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性が向上すると予測します。</p>

注1：価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.12-17(5) 景観区ごとの価値の変化の程度（和泉川源流域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	<p>現況では和泉川の源頭部であり、湧水起源の小水路、メヒシパーエノコログサ群落、チガヤ群落、小規模植栽樹林が分布しており、和泉川沿いの一部にはチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物も分布しています。瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布しており、自然性が高いです。</p> <p>和泉川沿いでは可能な限り現況の地形と植生を維持するとともに、湧水起源の小水路環境を創出します。また、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行い、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、乾生草地、庭園等、農園等を整備します。そのため、景観を構成する要素や緑被率に現況から大きな変化はないと予測します。</p>
	視認性	◎→◎	<p>現況では、なだらかな丘陵地に樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。南側の住宅地及びゴルフ場の奥には瀬谷市民の森と連続性のある樹林地が視認できます。</p> <p>供用時は現況の地形や瀬谷市民の森と連続性のある樹林地を保全し、湧水起源の小水路環境、草地、樹林地、庭園、農園等を整備する計画であり、視界を大きく遮る構造物等は存在しないため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。</p>
	利用性	△→○	<p>現況では対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、供用時は、ガーデン、体験農園、森の散策路、パークセンター等が整備され、生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用されるため、利用性が中程度に向上すると予測します。</p>
固有価値	固有性	◎→◎	<p>現況では和泉川の源頭部であり、湧水起源の小水路、メヒシパーエノコログサ群落、チガヤ群落、小規模植栽樹林が分布しており、和泉川沿いの一部にはチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物も分布しています。瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布しており、固有性が高いです。</p> <p>和泉川沿いでは可能な限り現況の地形と植生を維持するとともに、湧水起源の小水路環境を創出します。また、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行い、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、乾生草地、庭園等、農園等を整備します。そのため、固有性に現況から大きな変化はないと予測します。</p>
	親近性	△→○	<p>現況では対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、供用時は、ガーデン、体験農園、森の散策路、パークセンター等が整備され、生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性が中程度に向上すると予測します。</p>

注1：価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

6.12.4 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、周辺景観との調和を図るため、表 6.12-18 に示す内容を実施します。

表 6.12-18 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【供用時】 施設の存在・土地利用の変化</p>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植を行います。 ・可能な限り既存樹木の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 ・公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。 ・公園内の建築物及び工作物については、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。 <p>【谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺では、既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯の創出を行います。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。また、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地及び草地広場の縁辺部や既存樹林の周辺等は、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアの設定、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。

6.12.5 評価

ア. 地域景観の特性の変化

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区には、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が広がっており、周辺には森林地域や住宅地、工業地域等が分布しています。

対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行うことから、景観構成要素の大部分を占める草地や樹林地が減少し、地域景観の特性が変化すると予測します。

ただし、本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。

また、森林地域や住宅地が広がる周辺環境と可能な限り調和が図られるよう、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うとともに、瀬谷市民の森等と隣接する東地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行います。

また、環境保全措置として、公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めるとともに、公園内の緑の適切な管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。加えて、公園内の建築物及び工作物については、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

イ. 主要な景観資源の変化

景観資源については、土地区画整理事業実施区域外に存在するものは、本事業により直接改変は行わず、土地区画整理事業でも改変されないことから、改変による影響はないと予測します。本事業の対象事業実施区域を含む土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失する計画のため、改変による影響はあると予測します。

海軍道路沿いの桜並木が消失するため、環状4号線の拡幅整備後、土地区画整理事業により環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出される計画です。また、本事業では、公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。加えて、土地区画整理事業により農業振興地区として耕作地環境が整備されるとともに、本事業により既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯の整備を行うことで、緑地及び農地の景観を保全・創出することから、土地区画整理事業により土地区画整理事業実施区域内に存在する景観資源は消失しますが、土地区画整理事業及び本事業において既存樹林地の保全や植栽等を行うことで、新たな桜の名所が創出されると

もに、緑地及び農地の景観が保全・創出されると予測します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

公園施設として供用するにあたり、対象事業実施区域内の樹木や草地进行を改変し、新たな施設等を整備することになりますが、地点1においては、対象事業実施区域の境界付近に瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の周辺の樹林と同様の落葉樹を植栽するとともに、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。地点14においては、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茎乾生草地を整備することから、景観を構成する樹林や草地は現況から大きな変化はないと予測します。また、新たに整備する駐車場はわずかに視認できる程度であり、景観に大きな変化はないと予測します。地点15、16、17、20においては、景観構成要素の大部分を占める草地や樹林地が減少し、景観が変化すると予測しますが、本事業の対象実施区域と地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植、低茎乾生草地を整備する等の配慮を行います。

また、周辺景観とのさらなる調和が図られるよう、環境保全措置として、現位置保存した既存樹木を含めた植栽の適切な維持管理、公園内の建築物及び工作物については、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

エ. 囲繞景観の変化

場の状態及び眺めの状態は、土地区画整理事業により対象事業実施区域内の全域が改変される可能性があり、本事業で新たな公園施設を整備する計画であることから、人工的土地利用域及び樹林が点在する広大な草地域では大きく変化すると予測します。谷戸地域及び和泉源流域では、一部の範囲で眺めの状態が変化しますが、現況の地形をいかし、樹林地の保全や緑地の創出を行う計画であることから、大きな変化はないと予測します。利用の状態は、現状では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用後は公園の来園者に広く利用されます。

囲繞景観の価値は、自然性、固有性は人工的土地利用域、谷戸地域、和泉川源流域では現況から大きな変化はないと予測しますが、樹林が点在する広大な草地域では、飲食・物販施設等の建築物の占める割合が増加して草地が減少し、緑被率が低下することから、現況から低下すると予測します。なお、人工的土地利用域において、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲においては、土地区画整理事業で環状4号線の拡幅、本事業で野球場や運動広場の整備を行うため、視野の大部分を占める草地が消失し、緑被率が低下することから、現況から低下すると予測します。

視認性は人工的土地利用域、谷戸地域、和泉川源流域では現況から大きな変化はありませんが、樹林が点在する広大な草地域は飲食・物販施設や管理施設等の建物を整備するため、

視認性が低下すると予測します。利用性、親近性は、人工的土地利用域では現況から大きな変化はありませんが、谷戸地域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域では現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農家の方や地域住民に利用されていますが、供用後は公園来園者に広く利用されるため、向上すると予測します。

そのため、新たな公園施設が出現することを踏まえ、環境保全措置として、既存樹の原位置保存・移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用した緑化、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植、新たに設置する建築物や工作物の形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行うことで、圍繞景観への影響の低減を図ります。また、谷戸地域及び和泉川源流域では、土地区画整理事業が主体となり、動植物の生息・生育環境が整備・創出されることから、本事業では、その周辺において既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、低茎湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯の創出、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう順応的な維持管理を行います。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。